

債権譲渡等に係る注意事項

○ 債権譲渡通知書の確定日付

債権譲渡通知書は、郵便局または公証役場で確定日付の付与を受け通知するようお願いしています。

○ 債権譲渡通知書への押印

債権譲渡通知書に譲渡人・譲受人双方実印の押印をいただいています。なお、印影やその他事項照合のため、譲渡人・譲受人双方の印鑑証明書・履歴事項全部証明書若しくは代表者事項証明書の送付をお願いしています。

※印鑑証明書等（発行より3箇月以内のもの）は通知書ごとの部数の送付をお願いしています。

○ 債権譲渡解除通知書への押印

債権譲渡解除通知書に譲受人の実印を押印いただいています。印影やその他事項照合のため、譲受人の印鑑証明書・履歴事項全部証明書若しくは代表者事項証明書の送付をお願いしています。

※印鑑証明書等（発行より3箇月以内のもの）は通知書ごとの部数の送付をお願いしています。

○ 債権譲渡・差押通知書の提出時期の目安

債権譲渡・差押を開始する月の前月の末日までに必要書類を送付いただくようお願いしています。

○ 電子内容証明郵便を用いた債権譲渡通知書

電子内容証明郵便を用いた債権譲渡通知書は、郵便局で子供の印を捺す方法で作成し、送付が認定されるまでに該当書類を添付します。

○ 債権譲渡登記による債権譲渡

「動産及び債権の譲渡の対抗による債権譲渡の民法上の特例等場に関する法律」（特例法）に規定する債権譲渡の登記事項を証明する書類（原本）の交付に合わせて債権譲渡通知の送付をお願いします。

※債権譲渡登記の日付があることから、確定日付を付する必要はありません。

○ 譲受人・差押債権者からの支払日前の金額照会

支払日をもって債権が確定するため、譲受人・差押債権者からの支払日前の金額照会にはお答えできません。

○ 譲受人からの優先債権者有無の照会

個人情報保護のため、譲受人からの優先債権者有無についての照会にはお答えできません。